

軽油引取税の課税免除の特例措置（索道）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- スキー及びスノーボードは冬季における代表的なスポーツであり、スキー場を経営する索道事業者は地域経済の活性化に重要な役割を果たしている一方、事業規模が小さく、施設・設備の老朽化等も相まって厳しい経営状況にある。
- 国際競争力のあるスノーリゾートの形成のためにも、安定的な経営環境の構築が求められている。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 - ・ 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 - ・ 施策目標：20 観光立国を推進する
- 観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）
 「スキー・スノーボードを中心としたスノーリゾートは、訪日外国人旅行者の地方での長期滞在や消費拡大を図る上で、鍵となるコンテンツである。スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域において、観光地域づくり法人（DMO）等を中心に関係者が一体となって多様化するニーズを踏まえて策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」の実現に向けた取組を支援する。具体的には、スキー場のリフト・ゴンドラの統廃合等や、ICゲートシステムの導入等のほか、長期滞在に資する我が国らしい多様な体験コンテンツの造成やグリーンシーズンの誘客強化等スノーリゾートの通年化に係る取組を支援し、長期滞在型の国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進することにより、観光消費の地域への還元等地域活性化を図る。」と記載あり。

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号
 創設年度：平成11年度（平成21年度に附則へ移行）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】
 （事前に都道府県知事から免税軽油の数量等を記載した免税証を取得。事後に免税軽油の引取りに関する事実等を記載した報告書を都道府県知事に提出。）

- 索道事業者がスキー場の整備のために使用する機械（ゲレンデ整備車、降雪機。以下同じ。）の動力源に供する軽油について、軽油引取税の課税を免除する。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減収額 金額（億円）	3.58	4.42	4.57	4.28	3.84	4.45

（出所）国土交通省鉄道局調べ（令和4～6年度は速報値）を基に算出

③ アクティビティ

- 本特例措置により、索道事業者がスキー場の整備のために使用する機械のサービスコストが軽減され、スキー場の円滑な運営を実現し、スキー場の利用者数の確保に繋げる。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（kL）	11,140.33	13,779.74	14,226.82	13,320.31	11,957.88	13,876.77

（出所）国土交通省鉄道局調べ（令和4～6年度は速報値）による

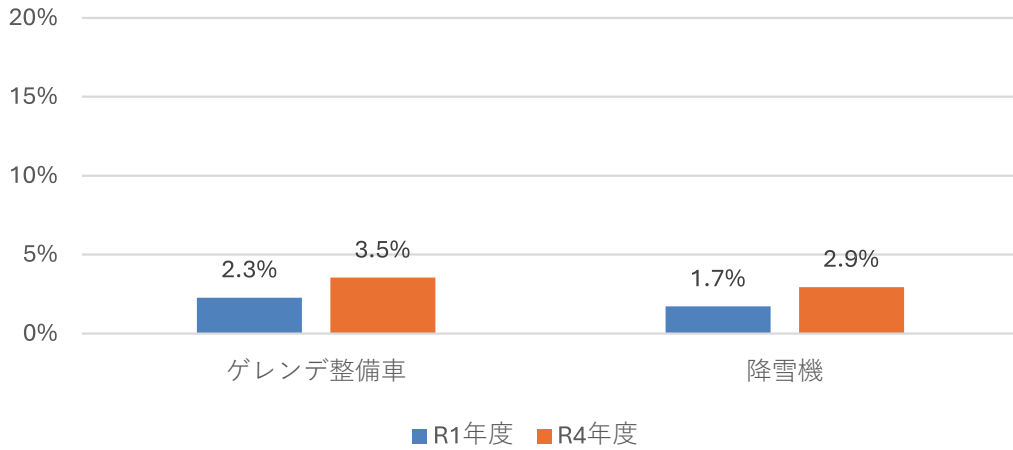
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除により、索道事業者がスキー場の整備のために使用する機械に係る燃料コストの低減が図られる。
⑤ 短期アウトカム	○ 索道事業者がスキー場の整備に使用する機械に係る燃料費の低減 ・指標：索道事業者における営業費用に占める軽油購入費の割合（特殊索道） ・目標値：現行の水準を維持 ・対象期間：令和元年度→令和4年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 燃料コストが低減されることで、索道事業者の経営改善が図られ、スキー場の運営に欠かすことが出来ない索道事業の維持が図られる。
⑥ 中期アウトカム	○ 索道事業の維持 ・指標：索道の設置数（特殊索道） ・目標値：現行の水準を維持 ・対象期間：令和3年度→令和6年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 索道事業の維持により、索道事業及びスキー場の利用者の確保が図られる。
⑦ 長期アウトカム	○ 索道事業及びスキー場の利用者の確保 ・指標：索道事業の輸送人員（特殊索道） ・目標値：現行の水準を維持 ・対象期間：令和3年度→令和6年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
鉄道輸送統計調査（索道旅客輸送）	（政府統計）
国土交通省鉄道局調べ（営業費用及び軽油購入費）	索道事業者における営業費用及び軽油購入費は政府統計等において集計されていないため。 （対象事業者数：グレンデ整備車325件、降雪機104件）
国土交通省鉄道局調べ（索道の設置数）	—
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置がスキー場の円滑な運営等に寄与しているか検証することが可能であるため。	

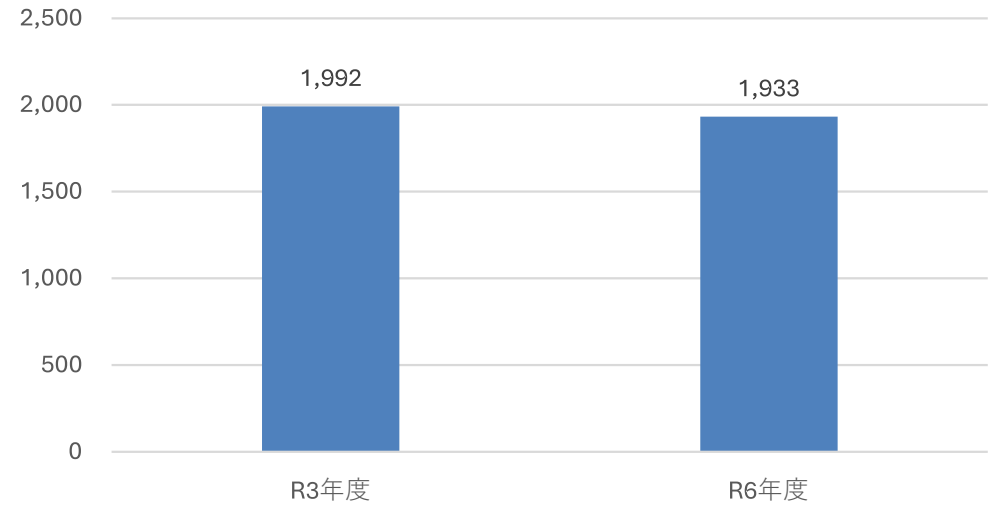
短期アウトカム

索道事業者における営業費用に占める
軽油購入費の割合(特殊索道)



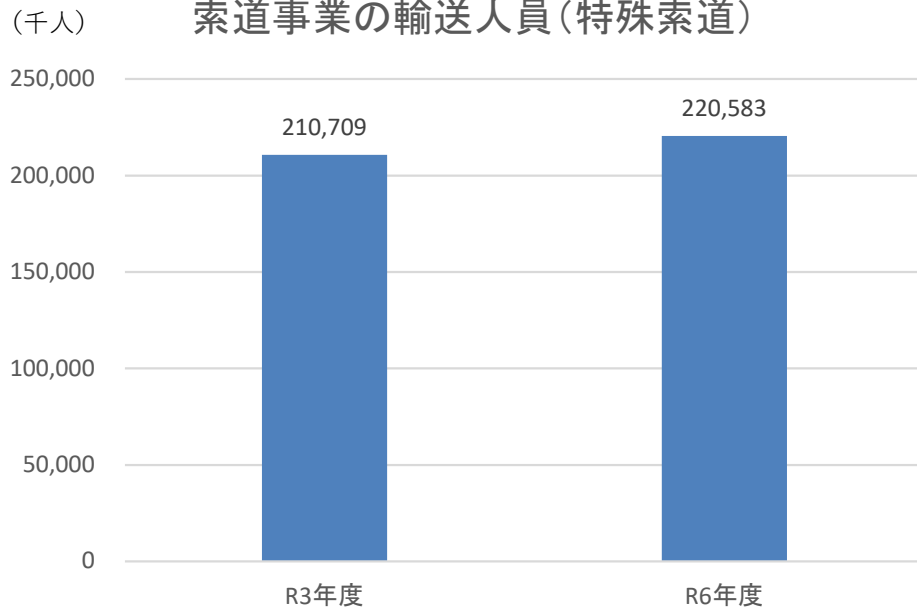
中期アウトカム

特殊索道の設置数(特殊索道)



長期アウトカム

索道事業の輸送人員(特殊索道)



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 索道事業者における営業費用に占める軽油購入費の割合（特殊索道）は、次のとおりとなっており、微増していることから、目標は達成されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・（ゲレンデ整備車）令和元年度 0.8% → 令和4年度 1.1% ・（降雪機）令和元年度 0.8% → 令和4年度 0.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 索道の設置数（特殊索道）は、令和3年度末時点で1,992基であったのに対し、令和6年度末時点で1,933基であり、概ね水準を維持していることから、現状、目標は達成されている。 ○ 他方、短期アウトカムに係る目標は達成されていないことから、中期アウトカムについても引き続き、中長期的な検証が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 索道事業の輸送人員（特殊索道）は、令和3年度末時点で211百万人であったのに対し、令和6年度末時点で221百万人であり、概ね水準を維持していることから、現状、目標は達成されている。 ○ 他方、短期アウトカムに係る目標は達成されていないことから、長期アウトカムについても引き続き、中長期的な検証が必要である。
② 達成できていない場合の要因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度から令和4年度までにかけて、ゲレンデ整備車、降雪機ともに軽油購入費の割合が微増しているが、これは軽油の購入単価が約25%増加したことが主な要因であると思料される。 	-	-
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置の活用により、索道事業者がスキー場の整備のために使用する機械に係る燃料費の低減を通じて、索道事業及びスキー場の利用者数の確保が図られていることが確認できる。本特例措置は、スキー場の運営に伴い生じる恒常的な費用を軽減することで、索道事業者の財政的制約を改善させ、安定的・継続的な運営を可能とする効果が認められる。 		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、軽油を使用した事業者に対して公平に免税措置を適用するものであり、軽油使用量に応じて確実かつ適時に免税措置を受けることが出来る点で、効果的かつ効率的な措置であると考えられる。 ○ 本特例措置は、少数の特定地域のみで活用が想定されるものではないため、負担軽減措置により措置すべきものとして妥当である。 		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策効果が認められることから、今後の各事業者における事業の運営状況等も踏まえつつ、現行措置の継続を含めて検討する。 		

主担当部局 : 国土交通省鉄道局総務課企画室
 共管担当部局 : -